

座間味村 J-ALERT 小型受信機の取付工事に係る入札説明書

(内訳)

入札説明書

仕様書

契約書 (案)

留意事項

- (1) 質問事項については、契約条項となりますので、正式な文書（記名、捺印）にて平成 30 年 7 月 26 日（木）必着で、座間味村 総務・福祉課あてに提出して下さい。質問事項がない場合は、提出は不要です。
- (2) 質問事項の回答については、平成 30 年 7 月 27 日（金）午後 5 時までに座間味村 告示板に掲示します。

<問い合わせ先>

〒901-3496

沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 番地

座間味村役場 総務・福祉課 高江洲

TEL 098-987-2311

FAX 098-987-2004

E-mail bousai@vill.zamami.lg.jp

1 競争入札に付する事項

座間味村 J-ALERT 小型受信機

- (1) 契約方法
一般競争入札とする。
- (2) 契約期間
契約締結の日から平成 31 年 2 月 28 日
- (3) 仕様書
別紙のとおり
- (4) 納入場所
座間味村字座間味 109 番地 座間味村役場
- (5) 入札金額
 - ① 入札金額は、作成、搬入及び設置等に係る一切の費用を含めた金額とする。
 - ② 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 落札金額
入札金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
- (7) 入札執行の日時及び場所
平成 30 年 7 月 30 日（月） 座間味村役場 3 階

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び第 2 項の規定により入札参加の制限を受けていない者。
（記入例：該当しない）
- (2) 国及び地方公共団体からの指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 沖縄県内に本店、支店、営業所のいずれかを有していること。
- (4) 社会更生法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
（記入例：該当しない）
- (5) 民事再生法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
（記入例：該当しない）
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
（記入例：本案件の入札参加について、他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係はない。）
- (7) 次の各号に該当しない者

ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体又は反社会勢力」という。）

イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体。

ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがある。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずることとして、国内、沖縄県内島から排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(8) 過去 5 年間に於いて同様の物品納品を行った実績を示す資料（様式は任意）

3 入札保証金に関する事項

免除（ただし、落札者が契約を履行しない場合は損害賠償として入札金額の百分の十を村に納付しなければならない。）

4 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をしたものが 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。

なお、入札回数は 3 回（1 度目の入札を含む。）までとする。

(4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号により、随意契約ができるものとする。

5 入札執行人及び立会人

座間味村役場 総務・福祉課職員

6 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

名 称 沖縄県座間味村役場 総務・福祉課

所在地 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 番地

7 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

8 その他

(1) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- ① 入札参加資格のない者がした入札
- ② 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- ③ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- ④ 入札書の表記金額を訂正した入札
- ⑤ 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- ⑥ 入札条件に違反した入札
- ⑦ 連合又はその他不正の行為があった入札

(2) 契約保証金

免除（ただし、契約を履行しない場合は損害賠償として入札金額の百分の十を村に納付しなければならない。）

一般競争入札告示

座間味村が発注する「座間味村 J-ALERT 小型受信機の取付工事」について、一般競争入札に付するので、次のとおり告示する。

平成 30 年 7 月 17 日

座間味村長 宮里 哲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 「座間味村 J-ALERT 小型受信機の取付工事」
- (2) 契約の内容 仕様書及び入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成 31 年 2 月 28 日
- (4) 設置場所 座間味村内（座間味村字座間味 109 番地 座間味村役場）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び第 2 項の規定により入札参加の制限を受けていない者。
(記入例：該当しない)
- (2) 国及び地方公共団体からの指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 沖縄県内に本店、支店、営業所のいずれかを有していること。
- (4) 社会更生法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
(記入例：該当しない)
- (5) 民事再生法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
(記入例：該当しない)
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
(記入例：本案件の入札参加について、他の入札参加者との間に資本関係又は自適関係はない。)
- (7) 次の号に該当しない者
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）
 - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体。
 - ウ 法人でその役員のうち暴力団体等反社会勢力に属するものがある。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国内、沖縄県内等から排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(8) 過去 5 年間に於いて同様の物品納品を行った実績を示す資料（様式は任意）

3 入札参加資格の確認等

入札参加を希望する者は、別に配布する「一般競争入札参加資格確認申請書」及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の入手方法等

ア 期間 平成 30 年 7 月 17 日から平成 30 年 7 月 26 日

イ 時間 午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 場所 座間味村役場 総務・福祉課

(2) 申請時期

ア 期間 平成 30 年 7 月 17 日から平成 30 年 7 月 27 日

イ 時間 午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 場所 座間味村役場 総務・福祉課

エ 提出部数 一部

(3) 入札参加資格の確認結果通知

資格結果は、郵送により通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場 所 座間味村役場

(2) 期 間 平成 30 年 7 月 17 日から平成 30 年 7 月 27 日
(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

5 入札執行の場所及び日時

(1) 場 所 座間味村役場 3 階ホール

(2) 日 時 平成 30 年 7 月 30 日（月） 午後 1 時 15 分

6 入札保証金に関する事項

(1) 免除（但し、落札者が契約を履行しない場合は損害賠償として入札金額の百分の十を村に納付しなければならない。）

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わるができない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が特定の金額に達しない者の行った入札

8 その他

- (1) その他詳細については仕様書及び入札説明書による。

<問い合わせ先>

〒901-3496

沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 番地

座間味村役場 総務・福祉課 高江洲

TEL 098-987-2311

FAX 098-987-2004

E-mail bousai@vill.zamami.lg.jp